

## 明治記念大磯邸園有識者委員会 設置要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、明治記念大磯邸園有識者委員会（以下「委員会」という。）の設置について、必要な要綱を定めるものである。

## (目的)

第2条 委員会は、明治記念大磯邸園内に現存する旧滄浪閣（伊藤博文邸跡・旧李王家別邸）、旧大隈重信別邸・旧古河別邸、陸奥宗光別邸跡・旧古河別邸、西園寺公望邸跡・旧池田成彬邸の4邸について、「明治記念大磯邸園に関する基本計画検討委員会」による検討を経て策定した「明治記念大磯邸園基本計画」に基づき、保存活用の観点から整備等に関する各段階における次の事項について検討を行う。

- (1) 明治記念大磯邸園の基本設計に関すること
- (2) その他必要な事項

## (委員会の構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員および行政委員で構成する。

- 2 委員は、国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所長が委嘱する。

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会で委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

## (運営及び会議)

第5条 委員会は、委員長の指示により事務局が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員長が必要と判断した場合、委員以外の者を会議に出席させることができる。

## (設置期間)

第6条 委員会は、設置の目的を達成した時に解散する。

## (事務局)

第7条 委員会の事務局は、国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所に置く。

- 2 事務局は、委員会の庶務を委託することができる。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮つ

て定めるものとする。

附則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附則（令和2年8月21日）

この要綱は、令和2年8月21日から施行する。

附則（令和3年7月26日）

この要綱は、令和3年7月26日から施行する。

附則（令和4年7月8日）

この要綱は、令和4年7月8日から施行する。

明治記念大磯邸園有識者委員会 委員名簿

	氏名	役職
委員 〃 (委員長)	粟野 隆 小野 良平 坂井 文 水沼 淑子	東京農業大学准教授 立教大学教授 東京都市大学教授 関東学院大学名誉教授 (敬称略・五十音順)
行政委員	佐藤 亮一 宮越 雄司 <u>富所 弘充</u> 岡野 雄	神奈川県 県土整備局 技監（兼）都市部長 大磯町 副町長 関東地方整備局 建政部 公園調整官 関東地方整備局 営繕部 営繕特別事業管理官

## 議事の公開について

- 会議については、非公開とする。
- 議事概要については、国営昭和記念公園事務所ホームページ上において、当日配布資料と併せて、公開を行う。

国営昭和記念公園事務所ホームページアドレス <http://www.ktr.mlit.go.jp/showa/>

- ただし、議事概要の公開により、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると考えられるときは、その理由を明らかにした上で、議事概要の全部又は一部を非公開にすることができるものとする。

以上